

答申第 893 号

諮問第 1579 号

件名：体罰に係る報告書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 24 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 9 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

今回部分開示を受けた行政文書の部分開示範囲は、条例、関連する平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年行コ第 26 号事件、同第 68 号事件（確定））、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件（確定））（以上被告兵庫県（教育委員会））、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市（教育委員会））等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。

イ 条例 7 条 2 号前段非該当

まず、上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。これらの判決により、プライバシー型の情報公開条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

次に、条例 7 条 2 号では「個人に関する情報であつて、当該情報に

含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を「不開示情報」としているが、さらに「ただし、次に掲げる情報を除く。」として、その例外を規定している。そのハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合・・・にあつては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。）」とし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については「当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても公開せねばならないはずである。なお「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合・・・にあつては、当該公務員の氏名に係る部分を除く。」となっており、仮に「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」であっても、非公開が認められるのは、「当該公務員の氏名に係る部分」にとどまるはずである。他方で、上記裁判例は、上記のとおり体罰を行ったという情報は「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとするのであるから、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」でもないはずである。

よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところである。よってそれを理由とした、学校名、教員名、教頭名、校長名、発生場所、その他一切の非公開は認められない。

また、これらを公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について検討する。上記関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。学校名や教員名を公開すると

それだけで被害児童生徒が特定されるとの考えも上記関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。これらの点につき、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号公文書非公開決定取消請求事件（確定）（被告神戸市教育委員会）参照。学校名がわかると、教員が、ひいては児童生徒の特定が可能になるとの「ドミノ理論」も司法判断で否定されている。

次に児童生徒の性別、所属部活動名、体罰発生場所等の情報も、開示したところで原則的に「特定個人の識別」には至らないことも、上記関連判決の認めているところである。

次に「校長意見書」なる部分がほとんど全面非公開とされているが、これも公務員の職務遂行情報であるので、児童生徒の名前など上記裁判例に照らして必要最小限の公開範囲とされるべきである。

次に「非違行為に関する速報」と書かれた文書では、被害者やその家族の受け止め方、教育委員会名、教育長名、行政文書番号、その他広い範囲の非公開が行われており、上記裁判例に照らして到底認められない。教育委員会名などから児童生徒の特定などできるわけもない。

また最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の情報公開条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、「公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとした（広島県条例関係）ものがある。（最高判平 15 年 12 月 18 日）

その他、最高判平 15 年 10 月 24 日（岐阜県条例関係）、最高判平 15 年 11 月 21 日（新潟県条例関係）など同様の判決が続いている。

以上より個人識別型の情報公開条例をもつ自治体においても、プライバシー型の兵庫県や神戸市同様、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。実際、個人識別型の情報公開条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県、岡山県、岐阜県等）のもとでも、同様の公開が行われている。

(イ) 条例 7 条 2 号後段非該当

条例 7 条 2 号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文などに限られるのであるから、そのようなものを含

まない本件行政文書には原則的に適用されないというべきである。実際に非公開とされているところにセンシティブな情報が入っているかどうかは請求者には不明であるので、情報公開の専門機関がインカメラ審査し、精査すべきものとする。 「校長意見書」が個人のカルテや著作物、反省文と同一視できるものではないことも明らかであるので、そのほぼ全面非公開も認められない。

(ウ) 条例 7 条 6 号非該当

なお非公開理由としては、他に条例 7 条 6 号該当もいわれているが、これらも上記判決ほか関連判決の中およびそこに至る中で争われ、全て否定されてきているものである。そもそもここでいう「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、「客観的判断」や支障の程度の「実質性」、「おそれ」の「抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」ことなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。そもそも個人情報該当性以外のこうした論点については、本件公文書では、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも、否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であるとすでに判断されていることも明らかである。司法判断に関して、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年行コ第 153 号事件（確定））およびその原審を参照（兵庫県教委に問い合わせれば参照可能のはずである）。また、兵庫県公文書公開審査会答申平成 11 年 7 月 29 日答申第 21 号も参照。

(エ) 条例 7 条 3 号非該当

非公開とされているのは「報道機関の名称」のみであって、それを公開したところで「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とはいえないこと、上記条例 7 条 6 号非該当と同様である。

(オ) 結論

以上より、本件行政文書の部分開示範囲は、条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書の非公開理由の不当性の根拠

弁明書の非公開理由は、結局、こちらが示した関連判決等を十分吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そしてその非公開部分の多くは、関連判決を前提にすれば、公開されるべきものであること、審査請求の理由ですでに述べたところであるにも関わらず、十分な反論がなされていない。よって弁明になっていない。非公開理由は、関連判決で既に否定されているものであること審査請求書に記し

たとおりである。結局のところ弁明書の主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。

三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、「懲戒処分の公表基準」などという行政の内部基準などでもなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。

個別事件（本件では体罰事故報告書の部分公開処分）をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。過去の司法判断は裁判では必ず参照されるものであり、同種の判断が重なればそれは一層の重みをもって扱われるはずだからである。これらは情報公開の例規集にも搭載され、また法律雑誌でも評論された代表的な判決である。そもそも行政機関が、自らが直接当事者になった裁判にしか従わないなどと言い出せば、法治主義原則は崩壊し、日本は法治国とはいえなくなる。この点弁明書は、「情報公開条例の規定や懲戒処分についての取扱いは、各地方自治体によって異なるため、行政文書や事案に即して個別具体的に判断する必要があり、審査請求人が挙げている過去の裁判例における判示が、本件一部開示決定についても直ちに当てはまるものとはいえない」などとしているが、論外である。こちらは判決の内容や情報公開条例の規定ぶり、対象文書と同質性などを指摘して、関連判決に照らせば公開されるべきだ、と具体的に論じているのであるから、実施機関はこのような法律論とはいえない一般論で云々するのではなく、^{うんぬん} どういう点で「直ちに当てはまるものとはいえない」のかを法的に納得できるかたちで論じるべきである。実施機関は法治行政としての責務を放棄していると言うほかない。

以下、簡単に関連判例に基づき反論するが、審査請求の記載と重複する部分については原則繰り返さない。

(イ) 弁明書「条例第7条第2号該当性について」について

後記3(2)アにおいて個人の識別可能性を言うが、関連判決に照らしてきわめて雑な議論である。まず、関連判決によれば体罰事故報告書記載の体罰事故情報は、公務員においては職務遂行情報であり、プライバシー情報ではないので氏名まで公開すべきであり、その住所を除いてはそもそも個人識別性は問題にならない。被害児童生徒においては、原則として「一般人基準」をとるべきであるから、本人の氏名、

住所などを除いて、学校名、教員名及びそれに準じるような各種情報は個人識別情報とはいえない。市町村教育委員会名など論外である。7条2号後段についても、審査請求書に書いたとおりである。結局ここにはただ「該当する」とするだけで、それ以上の説明は何もない。

後記3(2)イも同様であり、「全体として」本号に該当するなどという議論は雑である。原則公開の条例の趣旨からしても、切り分けて必要最小限だけ非公開とすべきである。

後記3(2)ウについては、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないとしているが、7条2号ハ該当だところらは主張しているのだから、7条2号イを持ち出すのは論点がずれている。弁明書では、「懲戒処分の公表基準」なる内部基準を持ち出して弁明しているが、そうした内部規定が司法判断に優越するわけではなく、本件については法的には関わりのない問題である。また関連司法判断によれば、本件文書にはそこにいう「懲戒処分」を受けたことも、その他当該教職員にとっての私事も含まれない。だからこそ関連判決は、教員の氏名を含めて公開を求めているのである。裁判所は加害教員の氏名を開示することが条例の求めるところだと有権解釈しているのである。

また、後記3(2)エにおいて本件体罰事故報告書が「個人が処分等を受けたことが分かる情報である」とするが、関連判決の無理解もはなはだしい。本件文書記載の体罰情報が公務員個人の評価等に関わる私事に関する情報ではないことは、関連判決の基本である。

関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」などともいえない、としている。また「個人が処分等を受けたことが分かる情報である」ことは関連判決で明確に否定された論点である。そうでなければなぜ関連判決では加害教員の氏名の原則公開が求められているのであろうか。この、体罰により加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けたことや受ける蓋然性が高いことが明らかになるので非開示とする、という点は、いうまでもなく関連司法判断で論点とされたものであり、それが明らかになることのは是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで開示せよと判断しているのである。本件対象公文書である体罰事故報告書自体には当該教員がどのような処分をされたのかの記載はないのであって、別の文書において懲戒処分の内容を開示しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名開示それ自体がプライバシー

侵害にはならないこと、よって本件処分においてそれを理由に条例 7 条 2 号該当をもちだすことが不当であることもいうまでもない。関連司法判断もそのような考えに基づいている。非開示情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非開示をおこなうのは、条例解釈の誤りであり違法である。

関連判決は、このように他の文書などで当該教員の懲戒処分等が公開されていても、そうした懲戒処分の記載のない文書においては、そのことと関わりなく、学校教員の体罰行為は、公務員の職務遂行上の行為であるとして、当該教員の氏名は公開すべきであると判断しているのである。平成 23 年 2 月 2 日の大阪高裁判決は、「本件文書により報告された教職員については、全員何らかの懲戒処分を受けたことが認められる」と認定しつつ、にもかかわらず結論的に氏名の公開が認められていることに留意されるべきである。また平成 18 年 12 月 22 日の大阪高裁判決には、本件訴訟の対象文書として、懲戒処分を受けたことが記されている「第 3 文書」が存在するにもかかわらず、それとは別の文書である「第 2 文書」である体罰事故報告書に記載された体罰加害教員の氏名の開示が求められているのである。そもそも、体罰を理由とした処分と体罰の態様その他は、毎年文部科学省に報告され（この判決の中の「第 1 文書」がそれ）、同省において公表され、それらと事故報告書を照合することが一般に可能であることは、関連判決でも当然前提にされている。そうした状況を踏まえてなお、関連司法判断は体罰加害教員の氏名の公開を求めているのである。そうした関連判決の判旨につき、実施機関は黙して語らない。実施機関が自己の非開示処分を法的にも妥当だと主張するならば、本来なら、こうした判決の内容にまで踏み込んだ上で、なぜ自分の判断がなお法的にも正しいのか、きちんと主張すべきである。それこそが法治行政の本来の姿であろう。実施機関に対するこの度の情報公開請求は、体罰事故報告書に加えて「第 3 文書」たる処分文書そのものの開示をも求めた、これら高裁判決の事例ほどの開示を求めるものでもないが、いずれにせよ処分内容が公表されていることは、弁明書があえて語るまでもなく、これら裁判例も前提にしていることである。

(ウ) 弁明書「条例第 7 条第 3 号イ該当性について」について

報道機関の側に取材源を秘匿する義務はあるが、行政機関の側が取材を受けたときに報道機関を秘匿する必要も義務もない。公開されたからといって報道機関が萎縮することはないし、万一そんな報道機関があれば報道機関失格である。

(エ) 弁明書「条例第 7 条第 6 号該当性について」について

これもこちらの主張に何ら実質的な反論を加えるものではない。こ

れも関連判決の中およびそこに至る中で争われ、全て否定されてきているものである。弁明書の主張は、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。何よりも既に教員名を公開している、兵庫県や神戸市ほか多くの自治体で同様の事態が続出して「事務の適正な遂行に支障」が生じている、などということはないのである。実名を公開したらこうした支障が生じる、などというのはそれこそ根拠のない憶測にすぎない。支障というが、体罰教員が実名公開されることはむしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものであり、好ましいことである。

そもそも個人情報該当性以外のこうした論点についても、本件公文書においては、他自治体の審査会答申でも、司法判断でも、否定されてきており、それらを参照すれば、無理筋の主張であるとすでに判断されていることも明らかである。司法判断に関して、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年行コ第153号事件（被告兵庫県教委・確定））およびその原審を参照。また兵庫県公文書公開審査会答申平成11年7月29日答申第21号、大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第227号）も参照。北九州市審査会答申も参照。

(ウ) 他の自治体の情報公開審査会答申について

繰り返すが採られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の諸判決の水準からすれば、こうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が教員名の原則公開に応じているのである。また実際、プライバシー型、個人識別型のどちらの情報公開条例をもつかにかかわらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を支持し、又はそれを求める答申を出している。具体的には、大阪府（大公審答申第227号）、奈良県（答申第190号）、京都府（京情審答申第86号）、堺市（堺情審第26-1-10号（答申第85号））、滋賀県（答申第93号）、三重県（答申第16号）などである。

これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示しているというべきである。審査請求人は、県教育委員会もこの程度の公開に応じるべきであるといっているにすぎず、なんら無理で不当な主張をしているわけではない。

(カ) 結論

以上より、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。また個人識別型の情報公開条例をもつ自治体（大阪市、岡山市、滋賀県、奈良県など）のもとでも、同様の公開が行われている。なお奈良県、滋賀県、大阪市の情報公開条例は、愛知県条例とは異なる

り、公務員の氏名を公開範囲として明示していないが、実際にはそれでも公開している。なお、近年では佐賀県（諮問第 82 号平成 30 年 8 月 17 日「県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書に係る文書の部分開示決定に関する件」）、北九州市、新潟県（答申第 51 号（平成 30 年 10 月 16 日）「学校教職員の体罰事故報告書」について）の情報公開審査会も本件と同種事案につき、学校名・校長名のみならず加害教員名の公開を求める答申を出している。同種の答申は今後も増えるであろうと思われる。

よって本件処分に関する実施機関の非公開説明は正当なものとはいいがたく、とうてい認められない。審査請求書に記載のとおり請求文書の一部非公開決定処分を取消し、変更するとの決定を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 24 年度の愛知県立学校（以下「県立学校」という。）並びに愛知県内の市町村立小学校及び中学校（名古屋市所管分除く。）における体罰に関する報告書として、県教育委員会が作成又は取得した文書である。県教育委員会は対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 34 までのとおり特定した。その内訳は、同表の 2 欄に掲げるとおりであり、県教育委員会は、同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定をしたものである。

このうち、文書 1 から文書 5 までは県立学校分、文書 6 から文書 34 までは市町村立小中学校分である。

なお、これらの文書は、いずれも非違行為の報告という性質を有するものであって、体罰を行った教員に対する懲戒処分及び指導上の措置（以下「処分等」という。）の検討を行う前提として、当該体罰の事案が記載された文書である。結果として、本件行政文書に記載された加害職員は、全てが処分等の対象となっている。

ア 文書 1 及び 2 について

文書 1 及び 2 は、平成 25 年 1 月 23 日付け文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知により依頼のあった、体罰の実態把握調査（以下「実態把握調査」という。）に際して、各県立学校から県教育委員会事務局に回答があった体罰事案について、その後処分等の検討のために送付された体罰に関する報告書である。文書 1 は同年 2 月 13 日付けで提出された県立学校 30 校 93 件分であり、文書 2 は同月 21 日付けで提出された県立学校 1 校 4 件分である。

文書 1 及び 2 は、県立学校で発生した体罰について、体罰を行った職

員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した上で県教育委員会事務局へ提出したものである。

文書 1 及び 2 のうち、表紙には題名、報告書の提出の日付等が、報告書には作成者の職名、氏名及び印影、体罰を行った職員（以下「加害職員」という。）の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、発生日時、発生場所、被害生徒の概況、発生の場面、体罰の様態、被害の状況、把握のきっかけ、事情聴取した者、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

イ 文書 3 から 5 までについて

文書 3 から 5 までは、各学校が把握した県立学校における体罰に関する非違行為について、当該非違行為を行った職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、県教育委員会事務局へ提出したものである。

文書 3 から 5 までのうち、鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、校長の所属、氏名及び印影、標題、添付書類名等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、被処分者の申立書には加害職員の所属、職名及び氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

ウ 文書 6 について

文書 6 は、実態把握調査に際し、愛知県内の各市町村立小学校及び中学校（名古屋市所管分を除く。）から県教育委員会に回答のあった体罰事案について、その後処分等の検討のために送付された体罰に関する報告書である。

文書 6 は、前記の各小学校及び中学校で発生した体罰について、加害職員の所属校の校長又は教頭が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が愛知県の教育事務所（以下「県教育事務所」という。）を經由し、県教育委員会事務局に提出したものである。

文書 6 は、全 65 校、82 件分の体罰に係る報告書で構成されており、作成者の職名及び氏名、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、発生日時、発生場所、被害児童生徒の概況、発生の場面、体罰の様態、被害の状況、把握のきっかけ、事情聴取した者、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

エ 文書 7 から 34 までについて

文書 7 から 34 までは、各学校が把握した小中学校における体罰に関する非違行為について、県教育委員会が市町村教育委員会から取得した文書である。

(ア) 文書 7、9、11、13、15、17、19、21、23、25、27、29、31 及び 33 について

文書 7、9、11、13、15、17、19、21、23、25、27、29、31 及び 33 は、発生した非違行為について、加害職員の所属校の校長又は教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由し、県教育委員会事務局に提出した非違行為に関する速報である。

これらの文書には、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、発信者、受信者、非違行為の内容等が記載されている。

(イ) 文書 8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32 及び 34 について

文書 8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30、32 及び 34 は、非違行為に関する速報を提出した後、加害職員の所属校の校長又は教頭が改めて調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、市町村教育委員会に報告し、市町村教育委員会が県教育事務所を経由して県教育委員会事務局に提出したものである。

これらの文書は、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}、加害職員の所属校鑑文^{かがみ}、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書から構成され、そのうち、県教育事務所長の鑑文^{かがみ}、市町村教育委員会の鑑文^{かがみ}及び加害職員の所属校鑑文^{かがみ}には文書番号、送付年月日、宛名、標題等が、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、加害職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別等、非違行為の名称、発生日時、発生場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、被処分者の申立書には加害職員の所属、職名及び氏名、申立て等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として開示しないこととした加害職員の所属、氏名、イニシャル、生年月日、前所属及び所属が特定できる部分、校長の所属、氏名及び印影、教頭の氏名・名字、関係職員の所属、氏名・名字及びイニシャル、作成者の職名、氏名及び印影、加害職員が所属する学校の市町村の名称及び区分並びに電話番号、所属の電話番号及び FAX 番号、発信者の所属及び氏名、受信者の氏名、市町村教育委員会教育長の氏名・名字及び印影、市町村教育委員会職員の氏名、市町村教育委員会の印影、所在地、担当課、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレス、文書番号、発生場所及び所在地、児童の氏名、イニシャル、性別、家族の状況及び保護者の勤務先の所在地、生徒の氏名、イニシャル、生年月日、住所、所属する学校名、所属する部活動名、専攻及び家族の状況並

びに保護者の氏名・名字及び住所（以下「加害職員等の所属等」という。）は、加害職員、児童、生徒その他の特定の個人が識別できる情報である。また、診断内容、心身の状況が分かる部分その他個人の権利利益を害するおそれがある部分として開示しないこととした診断内容、心身の状況が分かる部分、病院名、病状に関する部分、治療の状況、負傷の程度、過去の処分歴、個人の生活・学習の状況が分かる部分、生徒の進路の状況及び休暇に関する部分（以下「診断内容等」という。）は、個人の権利利益に関する情報であることから、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 申立書並びに意見、反省及び聞き取り内容が記載された部分として開示しないこととした被処分者の申立書並びに校長の意見、加害職員の反省内容及び聞き取り内容が記載された部分（以下「被処分者の申立書等」という。）には、個人の心情等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益に関する情報が含まれることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

なお、県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいてその概要を公表しているところであるが、平成24年度当時に適用されていた同基準においては、原則として学校種別（地域）、職名及び職級、年齢及び性別を公表することとし、①免職の事案、②所属・氏名を既に捜査機関が発表している事案及び③故意又は重大な過失による事件・事故等のうち社会的な影響が大きな事案のいずれかに該当するものについては、原則として所属及び氏名も公表することとしていた。そのため、免職より軽い懲戒処分である停職、減給及び戒告の事案については②及び③に該当しなければ所属及び氏名が公表されず、懲戒処分に至らない指導上の措置については、事案が公表されないこととなる。

本件行政文書に記載された加害教員は、処分等の対象となったものの、免職とはなっておらず、また、②及び③にも該当しなかったため、所属及び氏名は公表されていない。よって、加害職員の氏名及び所属に

についても、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

エ また、被処分者である加害職員は公務員であるが、(1)で述べたとおり、本件行政文書に記載された加害職員は、非違行為報告書に記載された加害職員だけではなく、体罰に係る報告書に記載された加害職員も含めて全てが処分等の対象となっている。これは、実態把握調査によって把握された事案で、その際に非違行為報告書の提出があった事案以外について、その後処分を検討するために提出された体罰に係る報告書により、非違行為報告書に代えるものとして処分等の量定等を行うこととしたためである。なお、そのため、体罰に係る報告書が作成された事案については、非違行為報告書の作成及び提出はされていない。

よって、本件行政文書に記載された加害職員に係る情報は、個人が処分等を受けたことが分かる情報である。最高裁判例が、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものということができる」（最二小判平成15年11月21日）と判示しているように、当該情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。よって、同号ただし書ハに該当しない。

オ さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、条例第7条第2号ただし書ロには該当せず、同号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

カ 以上のことから、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 報道機関の名称を公にすれば、取材する側は、取材活動の内容が公にされることをおそれ、自由な取材活動が行えなくなるおそれがあるため、公にすることにより健全で適正な事業活動の自由が損なわれるおそれがあり、ひいては正当な利益を害するおそれがあることから、報道機関の名称は条例第7条第3号イに該当する。

イ 以上のことから、報道機関の名称は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 被処分者の申立書等は、県教育委員会の任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であり、公にすることが前提となれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、作成者も開示されることを意識して記述せざるを得なくなる。

よって、これらを公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理

上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、被処分者の申立書等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、過去の他の地方公共団体に関する裁判例を挙げて不開示部分を開示すべき旨主張しているが、情報公開条例の規定や懲戒処分についての取扱いは、各地方公共団体によって異なるため、行政文書や事案に即して個別具体的に判断する必要があり、審査請求人が挙げている過去の裁判例における判示が、本件一部開示決定についても直ちに当てはまるものとはいえない。

また、本件行政文書は、前記(2)エで述べたとおり、体罰に関する文書であるだけでなく、職員の処分等に関する文書でもあるため、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 24 年度の県立学校並びに愛知県内の市町村立小学校及び中学校における体罰に関する報告書として、県教育委員会が作成又は取得した文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、加害職員等の所属等及び診断内容等を条例第 7 条第 2 号に、被処分者の申立書等を同条第 2 号及び第 6 号に、報道機関の名称を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されてい

る行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、加害職員等の所属等には、加害職員、加害職員の所属する学校の学校長、体罰を受けた児童及び生徒その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

なお、審査請求人は、「教育委員会名などから児童生徒の特定などできるわけもない。」等、個人を識別できる情報とした範囲が広範に過ぎる旨主張している。この点について、本件行政文書に記載の教育委員会名は、加害職員の所属する学校の市町村の名称に関する情報であるといえるが、本件行政文書は非違行為発生に至るまでの経過、体罰の発生日時及び具体的内容、体罰事案の発生後に被処分者等がとった措置等が具体的に記載されている文書であることや、市町村によっては区域内の学校の数が少ない場合もあることを考慮すると、加害職員の所属する学校の市町村の名称に関する情報が明らかになれば、当該市町村の関係者に働きかける等によって、加害職員等が識別され得るものである。

また、診断内容等には個人の負傷又は疾病の状況、過去の処分歴、進路の状況等が、被処分者の申立書等には被処分者である加害職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 実施機関によれば、本件事案に係る加害職員の氏名及び所属は、当時適用されていた実施機関が定める懲戒処分の公表基準にのっとり、公表されていないとのことである。当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る加害職員の処分等に係る記者発表資料を見分したところ、懲戒処分に至らない指導上の措置については事案が

公表されておらず、懲戒処分に至ったことから公表された事案についても、加害職員の氏名及び所属は公表されていないことが認められた。

また、児童、生徒その他の加害職員以外の特定の個人を識別できる情報並びに診断内容等及び非処分者の申立書等が一般に公表される取扱いであるとは認められない。

よって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- (イ) また、加害職員は公務員であるが、処分等を受けたことは、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

審査請求人は、関連する判決で、体罰の加害職員の氏名は開示されていると主張している。一方、実施機関は、処分等を受けたことが分かる情報として不開示であると主張している。この点について、実施機関が弁明書において引用する最高裁判例はもとより、審査請求人が引用する判例においても、特定の職員が処分等を受けたことは職務の遂行に係る情報とはいえ不開示情報であると判示されている点においては同様であることから、本件行政文書に記載の特定の個人を識別することができる情報のうち、加害職員に係るもの（以下「加害職員識別情報」という。）が、特定の職員が処分等を受けたことが分かる情報といえるかについて以下検討する。

当審査会において見分したところ、本件行政文書には、事案の概要が記載されているものの、処分等に係る記載はなく、本件行政文書のみをもって職員が処分等を受けたか否かが判明するものではない。その一方で、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、実施機関が管理している職員の処分等に係る文書としては、通常、非違行為報告書並びに処分等に係る審査表及び処分原議（以下「審査表等」という。）といった一連の文書が存在しており、「非違行為について分かる文書」や「処分等に係る文書」といった開示請求がなされた場合、これらの一連の文書を特定した上で、処分等を受けた職員が特定されないよう個人が識別できる部分を不開示とし、その余の部分を開示する一部開示決定をするとのことである。また、実施機関によれば、本件事案については、体罰に係る報告書と題する文書についても、いずれも非違行為の報告という性質を有するものであって、非違行為報告書と同様のものとして処分等の量定等を行ったとのことである。

当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る審査表等を見分したところ、審査表等には、処分等の内容とともに、処分等の

対象となった事案の概要が記載されており、体罰に係る報告書と照合することにより、容易に事案を結び付けることができることが認められた。また、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、過去に別件の開示請求によって審査表等について一部開示決定が行われ、既に開示が実施されていることが認められた。このため、仮に本件行政文書の加害職員識別情報が開示された場合には、審査表等において開示された記載内容と照合することにより、特定の職員が処分等を受けたことが明らかになることになるため、加害職員識別情報は、特定の職員が処分等を受けたことが分かる情報といえる。

なお、本件行政文書に記載された加害職員識別情報を開示した上で処分等を受けたことが明らかになることを防ぐためには、事案の概要を不開示とせざるを得ないと考えられる。このため、結局は、本件行政文書の加害職員識別情報を開示するか、又は一連の文書の処分等の対象となった事案の概要を開示するかいずれを選択するかの判断の問題に帰するところであると考えられる。

よって、加害職員識別情報は、特定の職員の処分等に係る情報でもあることから、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

また、校長の意見についても、加害職員が処分等を受けた非違行為についての意見であり、加害職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

したがって、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

(ウ) さらに、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、加害職員等の所属等、診断内容等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、報道機関の名称が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、報道機関の名称が記載されている文書には、当該報道機関が学校に対して取材し、記事として掲載するに至る詳細な経緯が記載されており、当該経緯に係る部分は開示されていることが認められた。仮に本件行政文書に記載された報道機関の名称を開示した場合、当該報道機関の取材源、取材の手法等が明らかになることとなり、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、報道機関の名称は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 被処分者の申立書等の記載内容は、客観的事実にとどまらず、体罰事案に対する加害職員及び周囲の関係者の受け止め方、加害職員及び体罰を受けた児童生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、これらを公にすることになれば、被処分者、校長等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、正確な事実の把握が妨げられ、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼすおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、被処分者の申立書等は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の 名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書1 体罰に係る報告書 (平成25年2月13日付)	表紙(文書2の表紙も兼ねる。)	加害職員の所属
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年8月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年6月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年8月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年9月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年11月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年11月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日:平成24年4月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・心身の状況が分かる部分 ・診断内容 ・生徒の進路の状況 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年4月20日午前8時35分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年5月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年5月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年5月中旬午後3時30分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年8月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年7月、被害生徒：女子5人)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年7月、被害生徒：女子6人)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成25年1月5日午前10時)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年4月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年4月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月上旬～中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所 属が特定できる部分 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月、発生場 所：テニスコート 前)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月、発生場 所：相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・病状に関する部分 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年4月25日午前8時45分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年6月14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年10月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年12月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年6月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
非違行為報告書（発生日：平成24年11月29日）	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名及び家族の状況 ・診断内容及び治療の状況 ・生徒の進路の状況 ・関係職員の氏名 ・作成者の氏名及び印影
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年5月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年9月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年4月20日夕刻頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年5月の上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月の下旬頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 1 学期中頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 1 学期頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年夏休み中)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月下旬頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期中頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期の中頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 2 学期終わり頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 21 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 9 日)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 25 日午後 6 時 00 分頃)	・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・関係職員の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 25 年 1 月 5 日午前 11 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月 9 日午後 4 時 20 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 14 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、イニシャル及び 生年月日 ・生徒の氏名及びイニシャル ・関係職員のイニシャル
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月～6 月くら い)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 11 月下旬午後 4 時 40 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月上旬午後 5 時 頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 25 年 12 月下旬午後 5 時 頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 13 日又は 14 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月中旬、被害生 徒：2 名)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・教頭の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24 年 5 月 9 日午後 1 時 50 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び専攻 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：2 学期の 終わり頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24 年 12 月 22 日以降の 冬休みの練習中)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び保護者の名字 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24 年 11 月、サッカー 部の練習中)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月中旬、発生場 所：体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、イニシャル及び 生年月日 ・生徒の氏名及びイニシャル ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 21 日午前 10 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・病状に関する部分 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月～12 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
文書 2 体罰に係る報告 書 (平成 25 年 2 月 21 日付)	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月下旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
文書 3 部活動指導中の 体罰及び体罰と 思われる行為に ついて（報告） （平成 25 年 2 月 7 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名 ・加害職員の所属、氏名、生年月日、所属 が特定できる部分及び過去の処分歴 ・生徒の氏名、イニシャル、家族の状況及 び進路の状況 ・発生場所 ・負傷の程度、診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 4 非違行為報告書 の提出について （平成 25 年 2 月 4 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 5 非違行為報告書 の提出について （報告）（平成 25 年 3 月 8 日 付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・校長の所属、氏名及び印影 ・所属の電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所 属が特定できる部分 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 6 体罰に係る報告 書 全 82 件	体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月 29 日午後 2 時 15 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名及び家族の状況 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 2 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 2 月 5 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 4 日、発生場 所：本校体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 5 月 29 日午後 1 時 10 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 22 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 10 月下旬午前 10 時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 10 月下旬午後 1 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び家族の状況 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年9月22日午後1時00分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年4月24日午前10時00分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年5月25日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年6月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名及びイニシャル ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年9月19日午後4時15分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年9月22日午後2時00分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年10月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成25年10月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年10月22日午前8時45分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年10月22日午後3時30分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年12月6日午後4時頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年4月26日14時05分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年11月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成25年1月4日、発生場所：小学校体育館)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の所属する学校名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年10月13日又は14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年7月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24年12月6日午後4時15分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成25年2月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成24年10月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 6 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の区分 ・生徒の氏名 ・作成者の職名及び氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 9 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 26 日午後 4 時 30 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 6 日午後 3 時 45 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名及び所属する部活動名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 4 月 24 日午後 4 時 45 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・負傷の程度及び診断内容 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 28 日 16 時 20 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 10 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 5 日午前 8 時 00 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 4 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 9 月 28 日午前 10 時 05 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・児童の氏名 ・負傷の程度及び診断内容 ・作成者の氏名

体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 29 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24 年 9 月 28 日午後 7 時 5 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・聞き取り内容 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日時：平成24 年 9 月 19 日午後 2 時 15 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 8 月 21 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・発生場所 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 15 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 20 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 12 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名
体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 7 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び生年月日 ・作成者の氏名

	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 16 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日時：平成 24 年 12 月 5 日 9 時 40 分頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 10 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 25 年 1 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 6 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 5 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・作成者の氏名
	体罰に係る報告書 (発生日：平成 24 年 11 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の区分 ・児童の氏名 ・作成者の氏名
文書 7 非違行為に関する速報 (平成 24 年 4 月 24 日付)		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・病状に関する部分 ・休暇に関する部分
文書 8 教職員の非違行為について (報告) (平成 24 年 5 月 14 日付)	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影 ・加害職員の所属
	教職員の非違行為について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日

		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の氏名 ・市町村教育委員会職員の氏名 ・病状に関する部分 ・休暇に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 9 非違行為に関する速報（平成 24 年 6 月 27 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・診断内容
文書 10 教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 7 月 5 日付）	かがみ鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・加害職員の所属
	教職員の非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・診断内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 11 非違行為に関する速報（平成 24 年 6 月 11 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭の氏名 ・生徒の氏名、生年月日及び家族の状況 ・診断内容 ・聞き取り内容
文書 12 教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 6 月 29 日付）	かがみ鑑文	なし
	教職員の非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号

	非違行為について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 発生場所及び所在地 ・ 校長及び教頭の氏名 ・ 生徒の氏名 ・ 診断内容 ・ 聞き取り内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 13 非違行為に関する速報 (平成 24 年 7 月 5 日付)	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 校長、教頭及び関係職員の氏名 ・ 受信者の氏名 ・ 児童の氏名 ・ 休暇に関する部分
文書 14 教職員の非違行為について (報告) (平成 24 年 7 月 13 日付)	かがみ 鑑文	なし
	教職員の非違行為について (報告) (県教育委員会宛て送付分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の氏名 ・ 市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号
	教職員の非違行為について (報告) (市町村教育委員会教育長宛て送付分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属及び氏名
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 校長、教頭及び関係職員の氏名 ・ 児童の氏名 ・ 休暇に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見

文書 15 非違行為に関する速報（平成 24 年 7 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者及び受信者の氏名
文書 16 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 24 年 7 月 23 日付）	かがみ 鑑文	なし
	非違行為報告書の提出について（提出）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・市町村教育委員会の職員の氏名、所在地、電話番号、FAX 番号及び E メールアドレス
	非違行為報告書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・校長、教頭及び関係職員の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会職員の氏名 ・児童の氏名 ・児童の保護者の勤務先の所在地 ・加害職員の反省内容 ・診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見 	
文書 17 非違行為に関する速報（平成 24 年 6 月 25 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・発信者の氏名 ・児童の氏名及び性別 ・聞き取り内容
文書 18 教職員の非違行為報告書について（送付）（平成 24 年 7 月 30 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為に係る報告について（提出）（西三河教育事務所長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・加害職員の所属及び氏名 ・市町村教育委員会の担当課及び電話番号

	職員の非違行為に係る報告について（提出）（県教育委員会教育長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の印影 ・ 加害職員の所属及び氏名 ・ 市町村教育委員会の担当課及び電話番号
	職員の非違行為に係る報告について（提出）（市町村教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称及び電話番号 ・ 校長の所属及び氏名 ・ 加害職員の氏名 ・ 教頭の氏名
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 児童の氏名及び家族の状況 ・ 聞き取り内容
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 19 非違行為に関する速報（平成 24 年 7 月 16 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 発信者及び受信者の氏名 ・ 関係職員の所属及び氏名
文書 20 教職員の非違行為について（報告）（平成 24 年 8 月 13 日付）	かがみ 鑑文	なし
	非違行為について（報告）（県教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会教育長の氏名 ・ 市町村教育委員会の担当課、職員の氏名、電話番号及び FAX 番号
	非違行為について（報告）（市町村教育委員会教育長宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 校長の氏名 ・ 関係職員の所属及び氏名 ・ 市町村教育委員会職員の氏名

	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 21 体罰行為に関する速報（平成 24 年 9 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・関係職員の名字 ・生徒の氏名並びに保護者の氏名及び住所 ・病状に関する部分
文書 22 非違行為報告書の提出について（提出）（平成 24 年 10 月 11 日付）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書等の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・加害職員の所属及び氏名 ・市町村教育委員会の職員の氏名及び電話番号
	非違行為に係る書類の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・所属の電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・関係職員の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の名字 ・生徒の氏名 ・負傷の程度 ・病状に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属及び氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 23 非違行為に関する速報（平成 24 年 10 月 10 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・発生場所 ・生徒の氏名

文書 24 教員の非違行為 について（送 付）（平成 24 年 11 月 26 日付）	かがみ 鑑文	・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為につ いて（報告）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の印影 ・市町村教育委員会の電話番号
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・生徒の氏名及び負傷の程度
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・加害職員の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 25 非違行為に関す る速報（平成 24 年 11 月 19 日 付）		・加害職員の所属、氏名、生年月日及び前 所属 ・発信者の所属及び氏名 ・生徒の氏名、住所及び生年月日 ・診断内容及び病院名
文書 26 非違行為報告書 の提出について （提出）（平成 24 年 12 月 5 日 付）	かがみ 鑑文	・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為の報告につ いて（提出）	・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影 ・加害職員の所属及び氏名
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・市町村教育委員会教育長の氏名 ・関係職員の氏名 ・生徒の氏名及び負傷の程度 ・診断内容及び病院名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・加害職員の所属及び氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 27 非違行為に関す る速報（平成 25 年 1 月 23 日付）		・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所

		<ul style="list-style-type: none"> ・児童の氏名 ・個人の生活・学習の状況が分かる部分 ・報道機関の名称
<p>文書 28 教員の非違行為 について（送 付）（平成 25 年 1 月 28 日付）</p>	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	職員の非違行為につ いて（報告）（西三 河教育事務所長宛て 送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の電話番号
	職員の非違行為につ いて（報告）（県教 育委員会宛て送付 分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の印影 ・市町村教育委員会の電話番号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所 ・児童の氏名 ・報道機関の名称 ・聞き取り内容 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・個人の生活・学習の状況が分かる部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
<p>文書 29 非違行為に関す る速報（平成 25 年 1 月 16 日付）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者及び受信者の氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・生徒の氏名及び住所並びに保護者の氏名
<p>文書 30 非違行為報告書 について（送 付）（平成 25 年 1 月 30 日付）</p>	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書につ いて（提出）（西三 河教育事務所長宛て 送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の担当課、職員の名 字、電話番号及び FAX 番号
	非違行為報告書につ いて（提出）（県教 育委員会宛て送付 分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影 ・市町村教育委員会の担当課、職員の名 字、電話番号及び FAX 番号

	非違行為報告書について（提出）（市町村教育委員会宛て送付分）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・教頭及び関係職員の氏名 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の氏名 ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 31 非違行為に関する速報（平成 25 年 2 月 13 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発信者の所属及び氏名 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・発生場所及び所在地
文書 32 教職員の非違行為について（報告）（平成 25 年 2 月 21 日付）	かがみ鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会教育長の氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・発生場所及び所在地 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
校長の意見書		<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見
文書 33 非違行為に関する速報（平成 25 年 2 月 18 日付）		<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会職員の氏名
文書 34 教職員の非違行為について（報告）（平成 25 年 3 月 7 日付）	かがみ鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の印影 ・加害職員の所属
	教職員の非違行為に	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号

	ついて（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.15	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11. 2	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31. 1.29 (第566回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 3.20 (第569回審査会)	審議
31. 4.26	答申